



相続預金の 支払手続等に関するご案内

この度はご親族様のご逝去に接し、心よりお悔やみ申し上げます。

このご案内は、お亡くなりになられた方の
預金の払戻し手続きについてまとめたものです。
ご不明な点があれば、窓口にお問い合わせください。

 福岡中央銀行



目次

1. 相続財産、相続債務について	1
2. 相続権利者の確定	1
3. 相続手続きの流れ	2
4. 相続手続きに際してご提出していただく書類	3
〈ご参考〉	
戸籍謄本等について	4~5
相続人確認表	6
用語解説	7~8
よくあるご質問	9

1

相続財産、相続債務について

1 預金などの財産の相続

相続が発生すると預金などの相続財産は、法定相続人全員による遺産分割の協議によって誰に帰属するか確定するまでは法定相続人全員が共有することになります。

従って、相続預金については、原則としてお申出のあった払戻し、名義変更等の取扱内容が、法定相続人全員の同意に基づくものであること、もしくは遺産分割協議書に記載している内容に従って手続きがなされていることの確認をさせていただきます。

2 遺言が作成されている場合の預金財産の相続

遺言により特定の方(受遺者といいます)に相続させるとされている場合、その預金は受遺者に帰属しますが、遺言執行者が選任されている場合は受遺者および遺言執行者の同意に基づいていることの確認を、遺言執行者が選任されていない場合は、法定相続人全員の同意に基づいていることの確認のうえ、払戻し、名義変更等を行います。

3 ローンなどのお借り入れの相続

借入金などの債務は、各相続人に法定相続分に応じて分割して承継され、遺言に債務の相続についての記載があってもその効力は無効となりますので、債務承継の詳細については窓口にご相談ください。

2

相続権利者の確定

1 相続に関する事務処理を堅確に行うため、戸籍謄本や遺書、遺産相続分割協議書、相続人の印鑑証明書などの資料をご提出いただき、相続権利者の確定をさせていただきます。

2 亡くなられた方(被相続人)の確認、相続権利者(相続人)の確定に際してご提出いただく戸籍謄本は、以下の内容で市区役所、町村役場でお取り寄せ願います。

亡くなられた方(被相続人)の謄本

- お生まれになったときから亡くなられたときまでの連続した戸籍謄本が必要となります。
- 本籍地を変更している場合、結婚等で別戸籍に編入している場合、戸籍法改正による戸籍再編成があった場合などの理由により、複数の戸籍謄本を取り寄せる必要があります。

相続権利者(相続人)の謄本

- 相続人全員の相続権を確認できる範囲までの戸籍謄本が必要となります。

死亡のお届け

- お客様が亡くなると相続が発生します。故人がお取引していた金融機関にお届けください。

預金等の支払い停止手続き

- 死亡のお届けにより、亡くなられた方の預金等の支払停止の手続きをいたします。
- 当座預金がある場合は解約させていただきますので、未使用の手形、小切手はご返却ください。

相続関係書類のご準備

- 相続の権利者を確定させていただくために、次頁に記載する書類等をご準備ください。

相続手続きが完了するまで
口座振替を希望される方

- 当行所定の「預金口座振替に関する依頼書」をご提出ください。

生前振出しの手形、小切手の
お支払を希望される場合

- 当行所定の「当座小切手・手形支払依頼書」をご提出ください。

相続手続き完了前に預金の
一部支払を希望される場合

- ご葬儀費用等のお支払いのため、お受付できる場合があります。当行所定の「預金一部支払依頼書」をご提出ください。

死亡預金者の預金通帳・証書
が不明の場合

- 当行所定の「通帳・証書未提出に関する念書」をご提出ください。

相続関係書類のご提出

- ご提出いただきました書類により相続の権利者の確定をさせていただきます。不足する書類がある場合には、再度ご提出をお願いすることになりますのでご了承ください。

相続手続きの完了

- 「相続関係届」(または「遺産分割協議書」)に基づき、ご預金等の払戻しまたは名義変更などの手続きをいたします。

相続の方法	提出していただく書類	備考
遺産分割協議前	①相続関係届(相続人全員の署名・捺印)…………… ②相続人全員の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) ③亡くなられた方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本 ※1 ④相続人全員の相続権が確認できる戸籍謄本 ※2 ⑤亡くなられた方の預金通帳(証書)	当行所定の書類
遺産分割協議後 (遺産分割協議書がある場合)	①相続人全員の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内) ②亡くなられた方の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本 ※1 ③相続人全員の相続権が確認できる戸籍謄本 ※2 ④亡くなられた方の預金通帳(証書)	
遺言がある場合	①自筆証書、秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所の検認調書 ②相続関係届…………… ③遺言執行者の有無により取扱が異なりますので、印鑑証明書、戸籍謄本等の提出については窓口へご確認ください。 (遺言執行者選任審判書謄本など) ④亡くなられた方の預金通帳(証書) ⑤亡くなられたことが確認できる書類	当行所定の書類
家庭裁判所の調停・審判がある場合	①調停書謄本、又は審判書謄本及び審判確定証明書 ②相続関係届(確定した相続人のみの署名・捺印)…………… ③確定した相続人の印鑑証明書(戸籍謄本は不要です。) ④亡くなられた方の預金通帳(証書)	当行所定の書類

※状況、お取引内容によっては記載している書類の他に必要な書類や不要な書類がありますので詳しくは営業店にご確認下さい。

※1 法定相続情報一覧図を提出いただく場合、亡くなられた方および相続人に関する戸籍謄本は不要です。

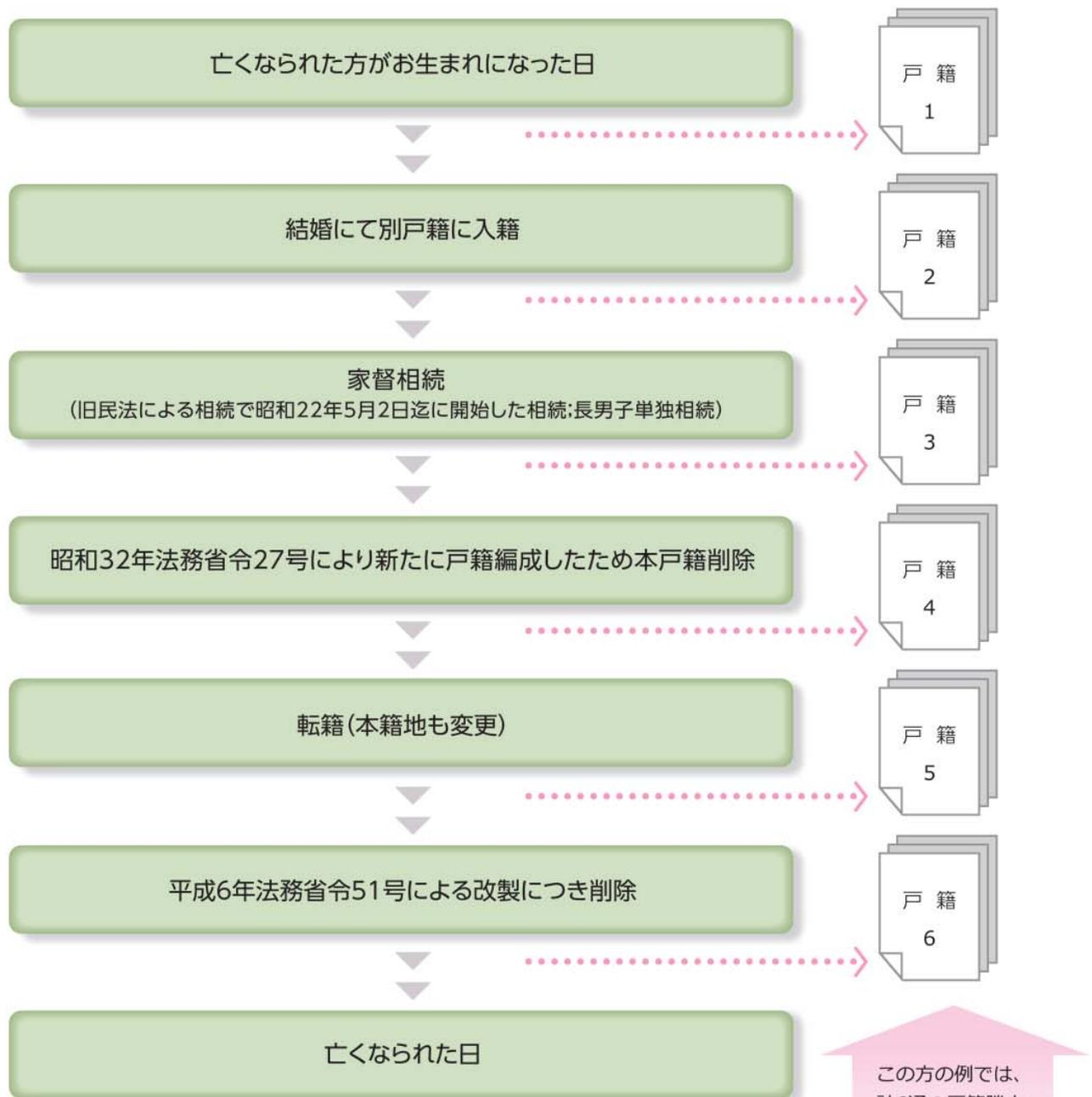
※2 亡くなられた方の戸籍謄本で相続人であることが確認できる場合、相続人の戸籍謄本は不要です。

▶ 戸籍謄本等について

◎亡くなられた方の戸籍謄本

相続人様を確認するためには、原則、亡くなられた方がお生まれになった時から亡くなられた時までの連続した戸籍謄本が必要になります。

主な戸籍の変更事由 (大正生まれの方の例)



※これは一例ですので亡くなられた方によって通数が異なります。

この方の例では、
計6通の戸籍謄本
が必要になります。

◎相続人様の戸籍謄本

法定相続人であることが確認できる戸籍謄本の提出をお願いします。
ただし、お亡くなりになられた方の戸籍謄本で相続人であることが確認できる場合は不要です。

◎戸籍謄本の入手方法

戸籍のある市町村で入手できます。交付方法は当該市町村へお問い合わせください。
(郵送可能な市町村もあります。)

◎法定相続人の範囲

相続人には一定の順位があり、先順位の方が一人でもおられる限り、後順位の方に相続権はありません。

●配偶者の方は常に相続人となります。

- 配偶者とは戸籍上の夫婦のそれぞれの一方のことを言い、相続権があるのはお亡くなりになった時点の配偶者です。
- 戸籍上の夫婦ではない内縁関係にある夫や妻の方は、配偶者にはあたりません。

●お子様が第1順位の相続人となります。

- お子様は数人おれば、そのお子様同士は同順位となります。実子・養子、既婚・未婚、嫡出子・非嫡出子の別に関わらず、お子様はすべて第1順位となります。
- お子様は既にお亡くなりになっている場合は、お子様の子(孫)の方が同一順位で相続人となります。

●お子様がおられない場合、第2順位の父母・祖父母が相続人となります。

- 父母の方は同順位で相続人となり、父母の方がおられない場合、親等の上位の方(祖父母)に繰り上がります。

●お子様・父母・祖父母がおられない場合、第3順位の兄弟姉妹の方が相続人となります。

- 兄弟姉妹の方が既にお亡くなりになっている場合は、兄弟姉妹の子(甥・姪)の方が同一順位で相続人となります。

▶ 相続人確認表

相続順位(第2順位)

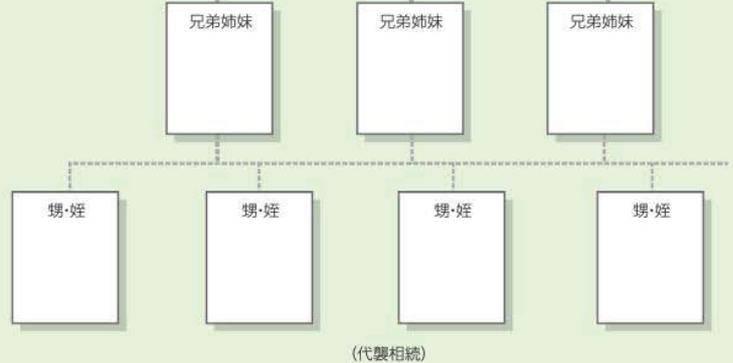
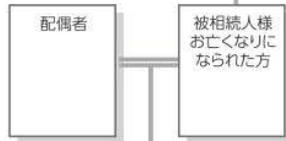
第1順位に該当者がいない場合



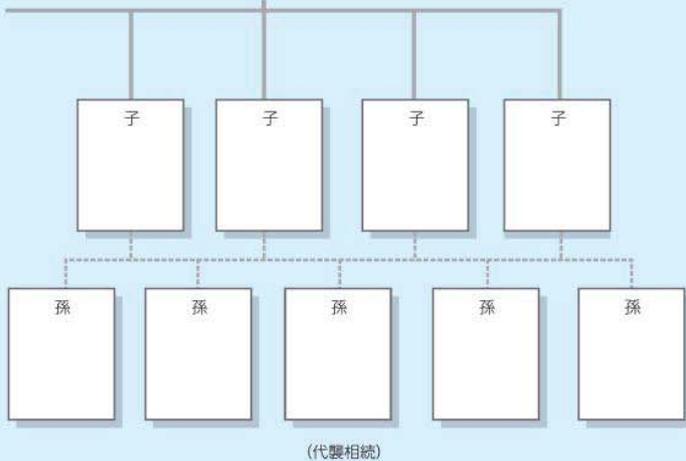
相続順位(第3順位)

第1,2順位に該当者がいない場合

(常に相続人)



相続順位(第1順位)



相続人の順位

- ① 配偶者は常に相続人になります。
- ② 第1順位…子(子がなければ孫、ひ孫が代襲相続します。)
- 第2順位…直系尊属(被相続人様の父母、祖父母等)
- 第3順位…兄弟姉妹(お亡くなりになっている場合は、甥・姪〔一代限り〕)

▶用語解説

戸籍謄本(こせきとうほん)

戸籍簿の内容すべてについての証明書です。
平成6年以降に電子化された戸籍の場合は、「全部事項証明書」といいます。

除籍謄本(じよせきとうほん)

婚姻や死亡等によって、その戸籍に記載されている人全員がいなくなった場合、戸籍簿から除籍簿に移されます。

改製原戸籍謄本(かいせいげん(はら)こせきとうほん)

戸籍制度は何回か大きな法改正が行われており、作り替え前の元の戸籍原本のことを改製原戸籍謄本といいます。

平成6年式戸籍

平成6年以降、戸籍のコンピュータによるデータ管理(電子化)が認められ、戸籍を電子化する自治体が増えています。電子化された戸籍は名称が「全部事項証明書」となり、従前の縦書きから横書きに変更されました。

昭和23年式戸籍

昭和23年の改正民法の施行に伴い、「家」を単位としたものから「夫婦と子」という単位で作り替えられました。

公正証書遺言の原本・正本・謄本(げんぼん・せいほん・とうほん)

公正証書遺言を作成する場合に、遺言者・証人が署名・捺印したものが「原本」で、これは公証役場で保管されます。「正本」・「謄本」は遺言者・証人の署名・捺印が省略されたもので、公証人が「正本である」「謄本である」と記し捺印したものです。遺言執行者が指定されている場合、「正本」を遺言執行者が、「謄本」を遺言者本人が保管するのが一般的です。

公正証書遺言(こうせいしょうしょゆいごん)

公証役場で公証人に遺言書を作成してもらう遺言方法です。遺言者は公証人と証人2人以上の面前で遺言の内容を口述し、公証人がそれを筆記して、遺言者、証人に内容が正確であることを確認した後に遺言書を作成します。遺言書に家庭裁判所の検認は不要です。

自筆証書遺言(じひつしょうしょゆいごん)

遺言者が遺言書の全文、作成日付、氏名を自署し、これに捺印することにより遺言書を作成する遺言方法です。死亡後、遺言書に家庭裁判所の検認が必要です。

秘密証書遺言(ひみつしょうしょゆいごん)

遺言者自身が作成した遺言書を2人以上の証人を連れて公証役場へ行き、公証人、証人の前に提出して自己の遺言書であることを申述する遺言方法です。ただし、遺言書の内容まで確認するのではなく遺言書の存在のみを証明するものです。死亡後、遺言書に家庭裁判所の検認が必要です。

▶用語解説

遺言執行者(ゆいごんしっこうしゃ)

遺言の内容を実現するために必要な事務処理を執り行う人です。遺言執行者は相続財産の管理、その他遺言の執行に必要ないっさいの行為をする権利・義務を有しています。

遺産分割協議書(いさんぶんかつきょうぎしょ)

相続人や相続財産の確定後、誰がどの財産をどれだけ相続するかを決める協議を遺産分割協議といい、それを書面にしたものを「遺産分割協議書」といいます。

調停(ちょうてい)

家庭裁判所の調停委員会が、相続人同士の意見や主張を聞きながら合意できるように進める制度です。

審判(しんぱん)

調停で話し合いの合意ができない場合は、家庭裁判所の審判で結論を出すことになります。審判では、調停の場合のように相続人同士の話し合いが行われることはなく、家庭裁判所が公平に判断して審判を下します。

相続財産管理人(そうぞくざいさんかんりにん)

家庭裁判所の審判によって選任され、相続財産の管理と調査・換価などを行う人です。

代襲相続(だいしゅうそうぞく)

代襲相続とは、相続人になるはずであった人が被相続人より先に亡くなっていた場合に、既に亡くなっていた人に代わってその子(孫)が相続することをいいます。

もし、その孫も既に亡くなっていた場合は、その孫の子(ひ孫)が相続します。兄弟姉妹の代襲相続の場合、範囲が一代限りに制限されるので、被相続人の甥や姪までです。



▶ よくあるご質問

◆ 残高証明書の発行が必要な場合

相続人様又は遺言執行者、相続財産管理人様からのご依頼により発行いたしますので、次の書類をご提出願います。

- 被相続人様がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等
- 相続人様又は遺言執行者、相続財産管理人様であることが確認できる公的書類
- 相続人様、又は遺言執行者、相続財産管理人様の実印、印鑑証明書

なお、残高証明書の発行にあたっては所定の手数料が必要です。

◆ 未成年者の相続人様がいらっしゃる場合

親権者の方に代理人として相続手続きを行っていただきます。親権者がいらっしゃらない場合、又は親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。なお、未成年者と親権者が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人になることはできません。その場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。

◆ 高齢等で意思確認ができない相続人様がいらっしゃる場合

家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任をうけ、相続手続きを行っていただきます。

◆ 外国(海外)に相続人様がいらっしゃる場合

海外に在住している方には国内の印鑑証明書が発行されません。そのため、その国の日本大使館、領事館が証明した本人の署名(サイン)証明および在留証明書を提出していただきます。

帰国して来店される場合は、署名(サイン)証明に代え、パスポートの提出(コピーをとらせていただきます)と関係書類への署名等をお願いいたします。

◆ 行方不明の相続人様がいらっしゃる場合

行方不明の状況に応じて、家庭裁判所による「失踪宣言」「不在者財産管理人の選任」などの法的手続きをお取りください。不在者財産管理人が選任された場合、その方と他の相続人様との間で遺産分割協議を行っていただきます。

◆ 相続放棄した相続人様がいらっしゃる場合

相続放棄とは、相続人が自己のために生じた相続の効果をうけないことです。相続放棄するには、相続の開始があったことを知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申立を行い、それが受理されて認められます。相続放棄が認められた場合には、その方ははじめから相続人ではなかったものとみなされ、相続放棄者の子や孫に代襲相続も行われません。